

宮津市・与謝野町災害等緊急時における水の相互融通 (水道緊急連絡管の整備)に関する協定について

1 目的

- ・宮津市水道事業ビジョンの基本方針である強靭「確実な給水の確保」のための主要事業である「災害時・緊急時の給水体制の強化」として、隣接する与謝野町と「災害等緊急時における水の相互融通に関する協定」を締結し、有事の際の水運用の融通性の向上を図るもの。

2 協定の考え方

- ・災害等緊急時における水の相互融通に関する基本的な事項を定める。
 - ① 目的
 - ② 用語の説明
 - ③ 緊急時連絡施設の整備・維持管理に係る費用負担に関する事項
 - ④ 水の相互融通を実施した際の費用負担に関する事項
 - ⑤ 水の相互融通を行う際の連絡体制、操作手順
 - ⑥ 水の相互融通を行う際の責任分界点
 - ⑦ 接続箇所及び融通可能水量等の明示
 - ⑧ その他

3 相互融通の候補地

- ・須津～石川（宮津・与謝クリーンセンター付近）
- ・須津～浜町（日本冶金工業（株）付近）
- ・国分～男山（府中地区）

4 今後の予定

- ・令和6年4月1日 協定書の締結
- ・令和6年度 須津～石川（宮津・与謝クリーンセンター付近）の緊急連絡管布設工事（配水管）を施工予定

5 その他

- ・相互融通可能水量：200 m³/日
- ・京都水道グランドデザイン（令和5年3月改定）
《今後の取組及びスケジュール（北部圏域）》
宮津市と与謝野町で、緊急時連絡管の整備などの緊急時相互応援給水のあり方について調査研究を進める。

相互融通の候補地

